

事 務 連 絡

平成22年12月15日

各都道府県柔道整復業等業務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について

施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について、近時、柔道整復業を営む者等から照会がなされることがあります。これについては、「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（回答）」（平成15年9月9日付け医政医発第0909001号厚生労働省医政局医事課長通知）にあるとおり、検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもあり、柔道整復師が施術所において実施したとしても関係法令に反するものではないものと解しているところです。

なお、診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるものです。

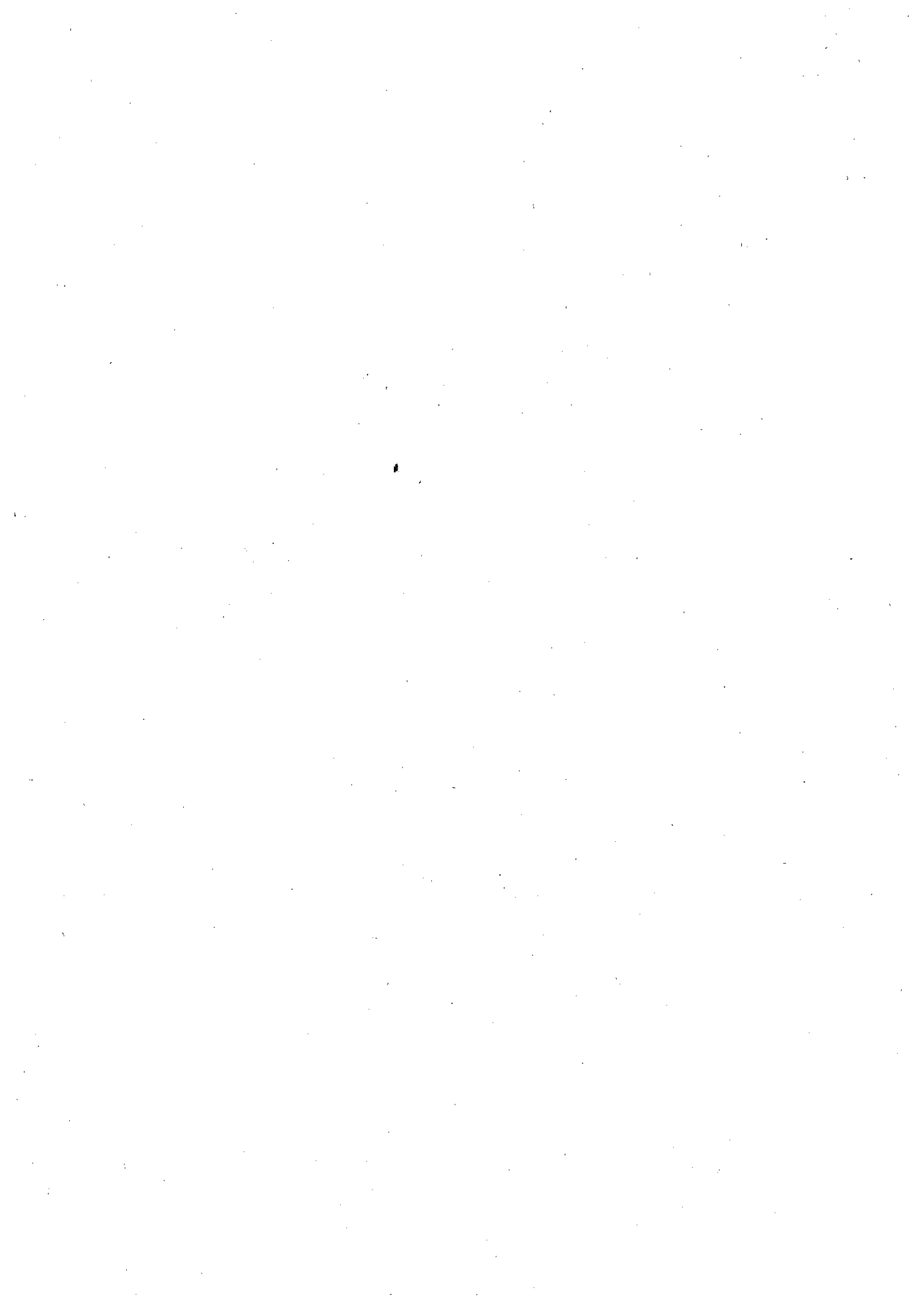
貴職におかれては、本事務連絡の内容について御了知の上、必要に応じ、関係者等に周知方お願いします。

○担当

厚生労働省医政局医事課 藤本

TEL:03-5253-1111 (2568)

FAX:03-3591-9072



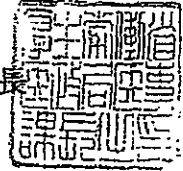


医政医発第 0909001 号

平成 15 年 9 月 9 日

岐阜県健康局長 殿

厚生労働省医政局医事課長



施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用  
について (回答)

平成 14 年 8 月 9 日付け医整第 445 号にて照会のあった標記の件について、  
下記のとおり回答する。

記

検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもある。

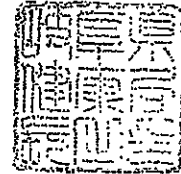
ただし、診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるものである。



医整第445号  
平成14年8月9日

厚生労働省医政局医事課長 様

岐阜県健康局長



施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（照会）

このことについて、別添「施術所における柔道整復師による超音波診断装置の使用について」（別添1）により当県に照会がありました。

当県としては、従前より「平成11年度医療監視等講習会質疑応答」21.における貴課回答「超音波検査は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、第20条の2第1項及び同法施行令第1条第11号の規定により、診療の補助行為と位置づけられている。したがって、柔道整復師が当該検査を行うことを業とすることはできない」（別添2）に基づき対応しておりますが、取り扱いに疑義が生じたので、ご多忙のところ恐縮ですが、下記事項についてご見解をお示しいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 超音波画像診断装置による検査行為は、医行為であり、診療の補助として行いうる診療放射線技師（診療放射線技師法第24条の2、同法施行令第17条関係）、及び医師の指導監督の下で検査を行う臨床検査技師（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、同法施行令第1条関係）のみが行いうるのであって、柔道整復師は、当然にその施術の中では行えない。法に明文化されていないためその業務の範囲内で行いうるのでなく、行えるもののみを関係法規に明文化されていると解してよいか。

- 2 柔道整復師法第17条から解釈するに、柔道整復師は、脱臼又は骨折という重い障害の治療を除いては、医師の同意がなくてもその施術が可能であると思われるが、この医師の同意を得ていない者に対しては、1に関連して、その施術の範囲内での超音波画像診断装置による検査が行えると解してよいか。
- 3 医師が脱臼又は骨折の診断を行った上で、柔道整復の方法による患部の治療を同意する際に、柔道整復師に超音波画像診断を指示することは問題ないか。
- 4 1により柔道整復師による検査が可能である場合、検査は行っても、検査結果から患部を観察することは、疾病の状況を判断することになり、医行為に属すると考えられるので、行えないと解してよいか。



平成14年 7月 5日

西濃地域保健所長様

大垣市北方町 3-732  
久野接骨院  
柔道整復師  
久野正幸

施術所における柔道整復師による超音波診断装置の  
使用について

平素より、柔道整復師業務に関し、ご指導をいただきまして有り難うございます。

さて、先般は標記のことについて、別記写しのとおり貴職から、「施術所において柔道整復師は超音波診断装置を使用してはならない」との通知をいただきましたが、次の事項について、釈然と致しませんので、ご回答をお願いします。

記

この度の通知において、参考として送付いただいた「平成11年度医療監視等講習会 質疑応答の質疑21 に対しての厚生労働省健康政策局医事課の回答」によれば、『超音波検査は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、第20条の2 第1項及び同法施行令第1条第1.1号の規定により、診療の補助行為と位置づけられている。したがって、柔道整復師が当該検査を行うことを業とすることはできない。』とあります。

これに対しまして、社団法人日本柔道整復師会の顧問弁護士の見解等を参照いたしますと、上記の法令には「医師の具体的な指示を受けて行う」と定められており、超音波検査を行うことが違反行為になるのではなく、医師の具体的な指示を受けないことが違反になるのではないかと考えられます。

ちなみに、超音波診断装置は薬事法の許可を受けており、かつ、この装置を使用する者の資格の制限は無いと伺っています。ただ、臨床検査技師、衛生検査技師は看護師と同様に医師の医療行為の補助者なので、この者が超音波検査を行うには、医師の具体的な指示を要すると規定されているにすぎないと思います。

さて、柔道整復師法において独立の立場で施術できる資格を有する柔道整復師が、施術のための患部を観察する方法として超音波診断装置を使用しても、医療の各法令に抵触することはないと思いますが、如何でしょうか。貴職のご所見を伺いたいと思います。

貴職が使用禁止といわれる法的根拠と明確な説明をご教示くださるようお願いいたします。

(社)新潟県柔道整復師会 顧問弁護士 (就任挨拶から)

最後に超音波診断装置、恐らく新機でも、大部お使いになられていると思うのですが、超音波診断装置をお使いになられている場合に、これは一体良いのか悪いのかこれに触れます。いずれ又岩手県でも問題になり山形県でも問題になっており、これの法的解釈を説明しておきますから何か問題になったら会長さん達によく理解して、先程申し上げたようにお役所の考え方は即座でいると抵抗して下さい。

超音波診断装置それは薬事法で許可になっている装置です。従って薬事法で許可になっている装置ですから誰が使っても文句の言えないものなのです。この超音波診断装置、音折などがはつきりしないと超音波で診断する。この機械は製造メーカーが薬事法の許可を取っておりますから、その面ではその機械そのものは使うことについて何等問題はないんです。問題は使うことの資格を保持している人が使ってもいいのかということなのです。超音波診断装置というのは今のようにならぬ一つの診断をする材料といえますが、診断をする手助けとして使います。で超音波診断装置については臨床検査技師法とか衛生検査技師法とかの法律でそれを扱うことができるかと書いてあるのです。それ

から放射線技師法でも使ってもよいところ書いてあります。ところがそれは臨床検査技師とかそういう人達は医師の監督下で使うことが前提でなんです。つまり独立して自己で診断するための使い方は許されないというところです。ところが柔道整復師は医師と歯科医師とが独立して自分の資格で、柔道整復師という資格で診断し検査し施術をできるのです。従って医師の介入はいらない、医師から購される立場でない資格なので、従って柔道整復師法という法律で自己で独立して診断し、あるいは検査することができるという資格の人が既に薬事法の許可を取った機械を使って何が悪いのかということになります。従って柔道整復師が医師と離れて独立して診断装置を使っても処罰規定はないと思います。何等処罰する問題ではないのです。岩手県の方で県の役人の方が柔道整復師が超音波診断装置を使うとどうなるかと弊学レームがついたんです。そこで日整の方たちが急激いきままして私と同じ意見を述べたら県の方のお役人も分かったと引っこ込みました。しかし同じような疑問を帯ってお隣の山形でも同じ問題になって、あるいは新潟でもそうゆうことになりましたら会長さん私の方によく話をして下さい。日整の方には今のようない儀が述べた超音波診断の使用についてということ、法律上の意見を

写

ちゃんと答申しております。それをもって県の方へこのとおりだと言えれば納得すると思うのですが、こうゆうところが最初に申し上げたどおり厚生省とか県とかは自分の自己判断でものを言いますので、なぜ法務省に相談しないのか、法務省に相談すればそれがそうだと私の意見と同じになる。簡単に言えば抵抗して欲しいということです。うのみにしてそうか、そうかということでは非常に困るのです。ということなのです。

その他お話ししたいことがありますが、時間の制限がありますので本日はこの程度にしてもし問題点があるならば、その都度日整の方へ上げて下さい。私は日整の法制委員会の相談役をしておりますので、日整に上げれば法制委員会でも十分検討して意見書を作って、皆さんの方にお知らせする、その文書で報告を行って処理をする、このようにして欲しいと思います。ご静聴ありがとうございます。

《注記》 以上の記載内容は  
新潟県 新機広報 第30号 (平成12年12月15日発行)  
から抜粋したものです。  
櫻井英司先生は  
社団法人日本柔道整復師会の顧問弁護士でもあります。

質 疑	回 答
<p>20. 特別医療法人の要件について</p> <p>健康政策局指導課長通知「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」（平成10年7月6日付け指第39号）の第1の1の（1）等において、「国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくもの」との記述があるが、これは具体的にどのような計画を想定しているのか。 （京都府）</p>	<p>医療法第30条の3に規定されている医療計画のことである。 （健康政策局指導課）</p>
<p>21. 柔道整復師が超音波画像診断装置等を使用することの可否について</p> <p>超音波画像診断装置の使用は、医師以外の者が行っても人体に危害を及ぼすおそれのない行為であると思われ、本装置を柔道整復師が業務に使用することは可能か。また、超音波治療器具についてはどうか。</p> <p>〔理由〕 最近、従来は医療機関のみで使用されていた超音波画像診断装置等が柔道整復の施術所で普及しつつあるので、取り扱いを明確にする必要がある。超音波画像診断装置を使用し、患部を観察することにより、超音波画像診断装置の状態を把握することが可能で、施術に有用なので使用を認めて欲しいとの要望が出されている。 （福島県）</p>	<p>超音波検査は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、第20条の2第1項及び同法施行令第1条第11号の規定により、診療の補助行為と位置づけられている。したがって、柔道整復師が当該検査を行うことを業とすることはできない。 （健康政策局医事課）</p>